

不法投棄等に関する支障除去基金 への協力について

令和5年1月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課



安全・安心なごみゼロ地域社会の維持について

- 廃棄物の適正処理は、排出事業者に課された責任であり、良好な生活環境の保全や、地域循環共生圏の構築にも資するものです。
- 不法投棄の未然防止のために、国及び都道府県等では、規制・監視を強化していますが、**不法投棄の撲滅には至っていません。**
- 生活環境保全上の支障が生じ、原因者等が不明な場合には、**都道府県等が代執行**を行いますが、その費用は**産業界と国が積み立てた基金から一部補助**しています。
- **現在、基金残高が目減り**しています。補助ができずに支障除去が滞ると、環境汚染のリスクが高まり、周辺地域のコミュニティの破壊や風評被害等の社会的な影響も大きくなります。
- また、不法投棄問題が解決しないと、都道府県等による流入規制強化やそれに伴う処理費用の高騰など、**適正処理を進めている事業者への影響も懸念**されます。
- そのため、**安全・安心な地域社会の維持に向けて、支障除去のための基金への出えんのご協力**をお願いしているところです。



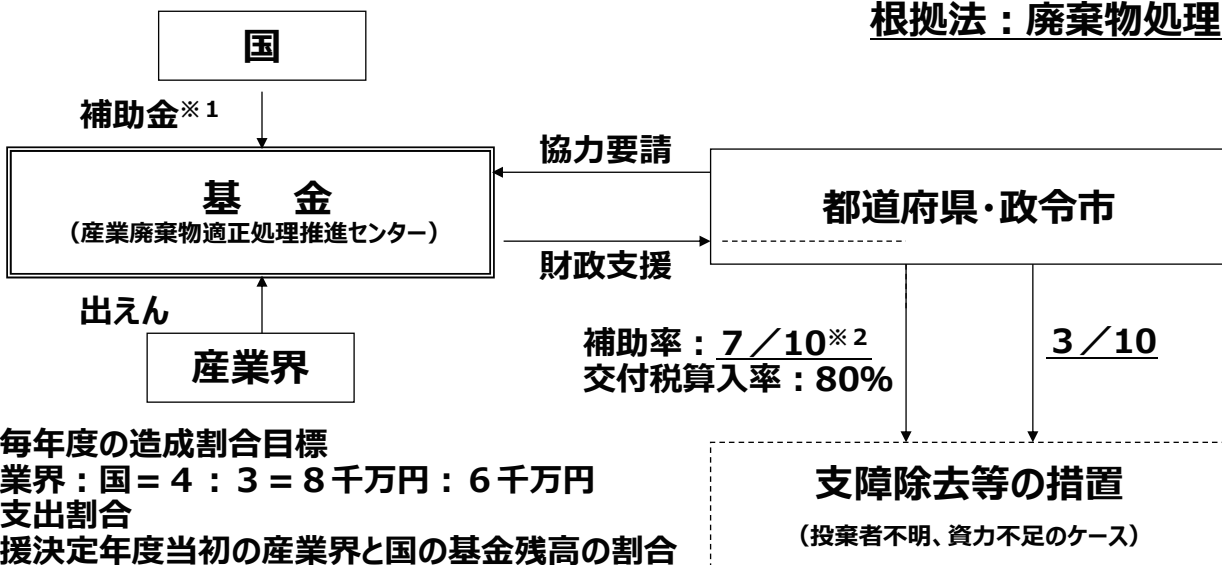
産業廃棄物適正処理推進センター基金への協力のお願い

- 不法投棄等事案は、その発生時期や期間、規模等に一定の法則はなく、突発的に発生するうえ、事案により規模や原因が大きく異なり、また、支障除去等事業を進めていく過程で当初想定し得なかった廃棄物が発見されることにより事業費が増額する場合があります。
- 過去の実績から基金の支援額は6億円近くに上る年度もあるなど、いつ同程度若しくはそれ以上の大型支援事案が発生してもおかしくない状況です。
- また、以前に比べ、産業界等に起因する事案の減少傾向、無許可等事案の増加傾向が見られるなど、不法投棄等事案の傾向にも変化が見られます。
- 基金は、今後発生する不法投棄等事案に対して、都道府県等が躊躇なく行政代執行を行い、生活環境保全上の支障等を除去するためのセーフティネットとして必要な制度です。
- 環境省としても現在の状況に合わせ、柔軟に基金のあり方について検討を進めるとともに、都道府県等や産業界の皆様のご協力のもと、不法投棄等の撲滅に向けた取組みを引き続き推進してまいります。
- つきましては、是非、基金へのご出えんについて、昨年度と同様に御協力を賜りますようお願いいたします。

不法投棄等の支障除去等事業に対する財政支援

(平成10年6月17日以降に発生した事案)

根拠法：廃棄物処理法



- ※1 毎年度の造成割合目標
産業界：国 = 4：3 = 8千万円：6千万円
- ※2 支出割合
支援決定年度当初の産業界と国の基金残高の割合

〔廃棄物処理法第13条の15〕

適正処理推進センターは、第13条の13各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもってこれに充てるものとする。

2 環境大臣は、前項に規定する基金へのお出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

基金造成・運営の考え方と基金制度の効果

<基金造成・運営の考え方>

- 都道府県等が行う支障除去等に要する費用については、**原因者に負担を求めることが原則**であり、この原則を貫徹できない場合であって、**行政対応に大きな問題がない場合に限り、基金を通じて国及び産業界による支援**を行う。
- **産業界の負担に関しては、社会貢献の観点から、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求める。**これに際しての支援必要見込み額については、これまでの支援実績を踏まえて、必要と見込まれる額を試算する。

<効果>

- 行政代執行費用の財政負担が多大であるからといって躊躇することなく、**行為者等に対し迅速に措置命令を発出**できること。
- 他県から入ってきて不法投棄等された産業廃棄物になぜ地元自治体の財源を充てて支障除去等を行うのかという指摘に対し、**産業界による基金への協力があって支障除去等事業が成り立っている**ということを十分に説明することで、**地元関係者の理解が得られやすくなっている**こと。また、**不法投棄等の撲滅に向けた産業界の取組姿勢への信頼感や評価にもつながっている**こと。
- **支障除去等が必要となるのは、不法投棄等が全体の適正処理システムからはみ出た結果による**ものであり、行為者等が不明又は資力不足の場合に、支障除去等事業に対して必要な支援を行う仕組みを整えることで、行政対応の幅が広がり、**適正処理システムを補完**できること。
- 行政対応に大きな問題があることが確認された場合には支援の対象としないとされていることが、都道府県等にとっては迅速な措置命令の発出などに向けた動機づけとして働くこととなり、**未然防止や早期対応の観点からも有効に機能している**こと。

5

環境大臣からマニフェスト頒布団体等への協力依頼の内容

【平成28年度以降の支援のあり方について】

- 3. 今後の産業界の負担に関しては、**社会貢献の観点から、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求めるとの考え方**に立ち、**産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでマニフェストが幅広く利用されていること**にかんがみ、**マニフェストを頒布等している団体等（以下「マニフェスト頒布団体等」という。）**に対して、**平成27年度から必要な協力を求めることとする。**
- 4. 各マニフェスト頒布団体等に対する基金への出えん要請額については、**今後5年間における支援必要見込み額を基に、前年度の紙マニフェスト頒布枚数及び電子マニフェスト登録件数を目安として、各年度の出えん要請額を算定するものとし、マニフェスト頒布団体等による基金への出えんは強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出とする。**

出典：平成27年9月30日第5回支障除去等に対する支援に関する検討会における環境省提出資料

【令和2年度以降の支援のあり方について】

(1) 産業界からのより幅広い出えんの協力について

- **基金残高における産業界の負担分が減少し続けており、毎年度支援できる額が目減りしている状況にあることから、マニフェスト頒布団体等以外の産業界の関係団体等にも、国が任意の出えんの協力依頼を行う。**
- **その上で、これまでの経緯に鑑み、国はマニフェスト頒布団体等に対しても引き続き協力を求め、可能な限り産業界の負担額の満額を全体として確保できるように努める。**

(2) 支援額の絞り込みについて

- **平成28年度から令和2年度の各年度の支援額が、当初の支援必要見込額を大幅に超過していることを踏まえ、都道府県等による適切な不法投棄等対策の実施の観点から、支援額の算定に当たり主に以下の点について考慮する。**
 - ① **不法投棄等事案の発覚前の不法投棄等の未然防止措置について**
 - ② **不法投棄等事案の発覚時の行政対応について**
 - ③ **不法投棄等事案の発覚後の不法投棄等の未然防止措置の強化について**
- **また、他の都道府県等からの産業廃棄物の受入実態についても考慮する。**

出典：令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会報告書

基金への拠出額と残高

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

	28年度 造成額	29年度 造成額	30年度 造成額	令和元年度 造成額	2年度 造成額	3年度 造成額
国の補助	60	60	60	60	60	60
産業界からの出えん	56	57	58	59	51	50
(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター	26	29	31	33	25	20
建設六団体副産物対策協議会 (建設マニフェスト販売センター)	16	16	15	15	14	14
(公社) 全国産業資源循環連合会	13	12	11	11	10	5
その他	1	1	1	1	2	11
年度計	116	117	118	119	111	110

令和3年度末時点基金残高

- ・ 産業界負担分： 204,218千円
- ・ 国負担分： 1,239,280千円

※ 四捨五入の関係で端数が合わない場合がある。



- 令和3年度は、マニフェスト団体等の皆様以外にも、「25企業・団体」の皆様から、ご出えんをいただきました。
- 皆様からの善意のご協力によりまして、国の補助と合わせ、毎年度1億円を超える額を基金へ造成しております。
- しかし、毎年度の造成目標である1億4千万円を達成できない状況が続いております。

7

令和3年度にご出えんいただいた産業界の関係団体等の皆様①

マニフェスト頒布団体等 11 企業・団体 (50音順)

全国オイルリサイクル協同組合
建設六団体副産物対策協議会 (建設マニフェスト販売センター)
株式会社 コベックス
株式会社 コワークス
公益社団法人 全国産業資源循環連合会
全国油脂事業協同組合連合会
東京廃棄物事業協同組合
公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
一般社団法人 日本施設園芸協会
株式会社 日本シューター
一般社団法人 廃棄物管理業協会

4

8

令和3年度にご出えんいただいた産業界の関係団体等の皆様②



マニフェスト頒布団体等以外の団体等 25 企業・団体 (50音順)

株式会社 アクトリー	三光ホールディングス 株式会社
有価物回収協業組合 石坂グループ	J & T 環境 株式会社
株式会社 エコネコル	シオガイグループ
株式会社 大島産業	公益社団法人 全国解体工事業団体連合会
オオノ開発 株式会社	太平洋セメント 株式会社
株式会社 オガワエコノス	株式会社 タケエイ
オリックス資源循環 株式会社	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社
開発化学工業 株式会社	月島機械 株式会社
環境開発 株式会社	ツネイシカムテックス 株式会社
株式会社 京都環境保全公社	株式会社 富士グリーン
株式会社 クレハ環境	三菱重工環境・化学エンジニアリング 株式会社
産業廃棄物処理業経営塾OB会	株式会社 明輝クリーナー
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団	

9

基金による支援の実績 (令和4年11月現在)



① 支援額

(単位：千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計	年度平均
595,508	6,605	151,003	339,942	46,678	94,110	1,233,846	205,641

② 支援内訳

毎年度の造成割合目標である140,000千円を大幅に超過

(単位：千円)

No.	年度	場所		廃棄物種類	総事業費	支援額	
1	平成28年度	福岡県	飯塚市	混合廃棄物	355,085	333,856	
2	平成28年度	青森県	八戸市	混合廃棄物	253,650	229,066	
3	平成28年度	松山市 (愛媛県)	菅沢町	廃プラ等	7,077	4,954	
4	平成28年度	長野市 (長野県)	穂保地区	がれき等	39,475	27,632	
5	平成29年度	沖縄県	読谷村	燃え殻	9,437	6,605	
6	平成30年度	長野県	立科町	動物のふん尿	23,091	16,163	
7	平成30年度	山梨県	北杜市	汚泥等	233,250	134,840	
8	令和元年度	長野県	立科町	動物のふん尿	50,219	35,154	
9	令和元年度	山梨県	北杜市	汚泥等	514,625	304,788	
10	令和2年度	神奈川県	茅ヶ崎市	混合廃棄物	72,520	46,678	
11	令和3年度	神奈川県	茅ヶ崎市	混合廃棄物	192,563	88,115	
12	令和3年度	沖縄県	西原町	医療系産業廃棄物	8,566	5,995	
合計					5	1,759,558	1,233,846

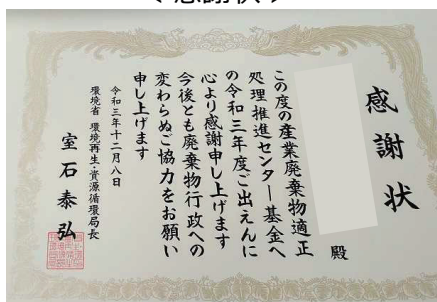
10

基金への出えんについてのご案内①

企業・団体にご出えんいただいた場合、以下のような方策を実施中です。

- 感謝状の贈呈（年度ごと：R3.12～）
- 環境省ウェブサイトでの出えん企業・団体の名称・ウェブサイト（出えん関係）URLの公表
- 新たな出えんがあった場合は、その旨を、環境省公式SNS（Twitter）、環境省新着情報メール配信サービスで発信
- 特定公益増進法人に対する寄付として、税制優遇を受けることが可能（詳細は13ページ）

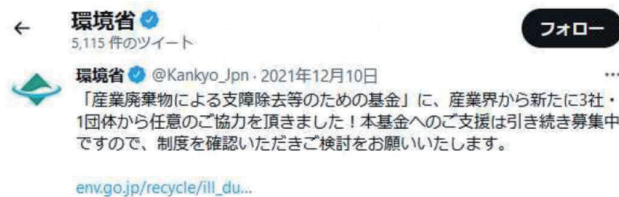
< 感謝状 >



< 環境省ウェブサイト >

令和3年度にご協力いただいている産業界の関係団体一覧	
株式会社	アクトリー
株式会社	エコネコル
株式会社	オガワエコノス
オリックス資源循環	株式会社
開発化学工業	株式会社
環境開発	株式会社
株式会社	クレハ環境

< Twitter >



11

基金への出えんについてのご案内②

今後の予定

- 出えん企業・団体の適正処理や不法投棄防止に関する活動を取りまとめて、環境省のウェブサイトや基金運営法人の広報誌に掲載

(お問合せ先) 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
 担当：畑澤、池島、田島
 MAIL：hairi-tekisei@env.go.jp
 TEL：03-6205-4798（直通）

基金への出えんに係る税制について

本基金へ出えんした場合は、特定公益増進法人※に対する寄付として、一般の寄附金の損金算入制度とは別枠の損金算入制度を活用することが可能です。

それぞれの限度額については、下記のとおりです。

なお、特定公益増進法人への寄付金が、当該寄付金の損金算入の限度額を超えた場合に、一般の寄附金の損金算入制度が活用できます。

※特定公益増進法人とは、独立行政法人、自動車安全運転センター、日本司法支援センター等の特殊法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人等のことをいう。

○特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額

以下の①か②のいずれか少ない金額

①特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

②以下の式で計算される金額

$$\left(\text{資本金等の額} \times 3.75 / 1,000 + \text{所得額} \times 6.25 / 100 \right) \times 1/2$$

○一般の寄附金の損金算入限度額

以下の式で計算される金額

$$\left(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000 + \text{所得額} \times 2.5 / 100 \right) \times 1/4$$

(参考) 不法投棄等の状況について

産業廃棄物の不法投棄等の状況について（概観）

（1）令和2年度に新たに判明した不法投棄事案

・不法投棄件数 139件 （前年度151件） [-12件]
 ・不法投棄量 5.1万トン （前年度7.6万トン） [-2.5万トン]
 うち、5,000トン以上の大規模事案4件、計3.2万トン

（2）令和2年度に新たに判明した不適正処理事案

・不適正処理件数 182件 （前年度140件） [+42件]
 ・不適正処理量 8.6万トン （前年度5.6万トン） [+3.0万トン]
 うち、5,000トン以上の大規模事案3件、計4.8万トン

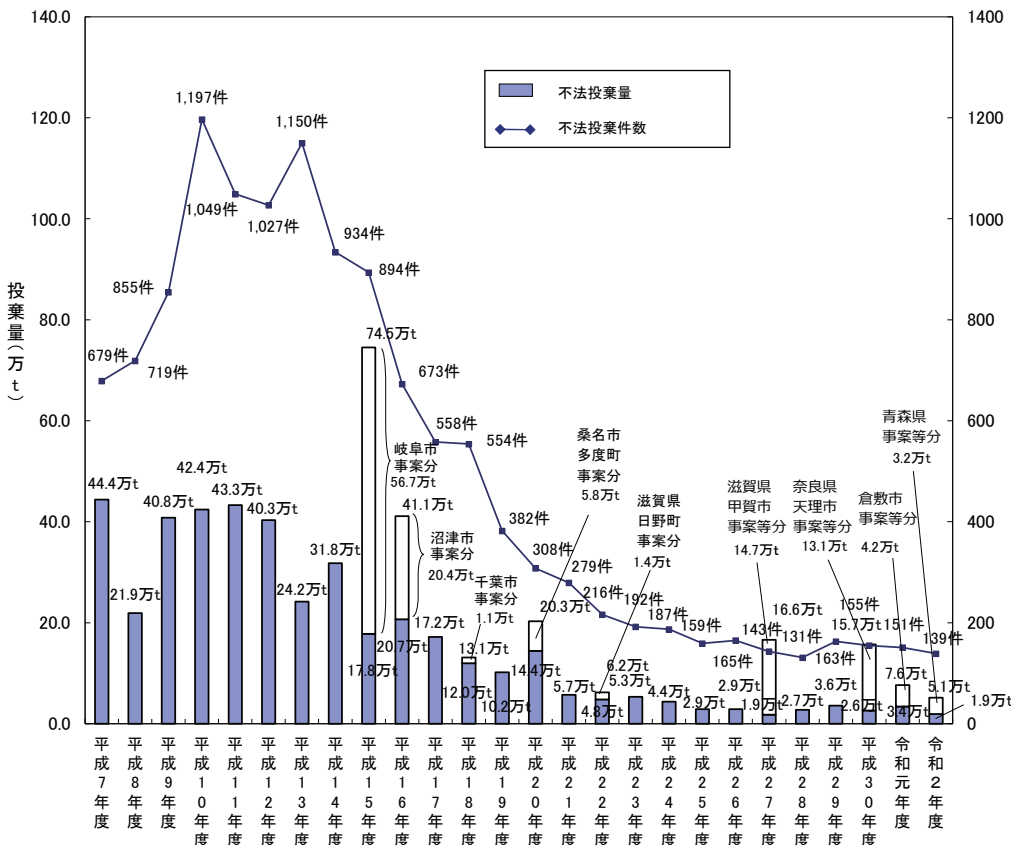
（3）令和2年度末における不法投棄等の残存事案

・残存件数 2,782件 （前年度2,710件） [+72件]
 ・残存量 1,567.4万トン （前年度1,562.6万トン） [+4.8万トン]

（内訳）

- 現に支障が生じている 5件：支障除去措置を実施中又は実施予定
- 現に支障のおそれがある 92件：支障等の状況により、支障のおそれの防止措置、周辺環境モニタリング、状況確認のための立入検査等を実施中又は実施予定
- 支障等調査中 22件：早急に支障等の状況を明確にした上で対応
- 現時点では支障等はない 2,663件：必要に応じて、定期的・継続的な状況確認を行う

不法投棄件数及び投棄量の推移



注)

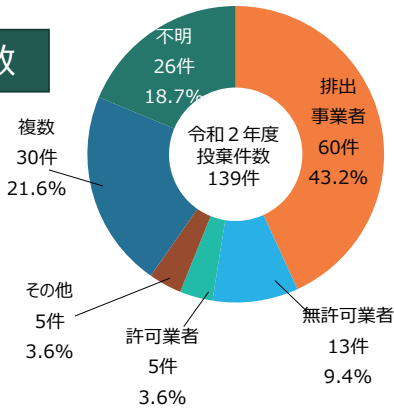
1. 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件あたりの投棄量が10 t以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。
2. 白抜き部分については、次のとおり。
 平成15年度：大規模事案として報告された岐阜市事案
 平成16年度：大規模事案として報告された沼津市事案
 平成18年度：平成10年度に判明していた千葉市事案
 平成20年度：平成18年度に判明していた桑名市多度町事案
 平成22年度：平成21年度に判明していた滋賀県日野町事案
 平成27年度：大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案
 平成30年度：大規模事案として報告された奈良県天理市事案、平成28年度に判明していた横須賀市事案、平成29年度に判明していた千葉県芝山町事案(2件)
 令和元年度：平成26年度に判明していた山口県山口市事案、平成28年度に判明していた倉敷市事案
 令和2年度：大規模事案として報告された青森県五所川原市事案、栃木県鹿沼市事案、京都府八幡市事案、水戸市事案
3. 硫酸ピッチは本調査の対象から除外している。
4. フェロシルト事案は本調査の対象から除外している。
 なお、フェロシルトは埋立用資材として、平成13年8月から約72万tが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄事案であったことが判明したが、既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。

※量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

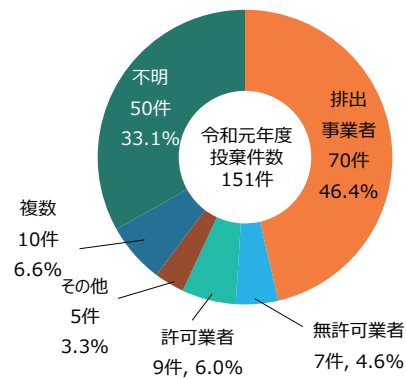
不法投棄実行者の内訳（新規判明事案）

令和2年度

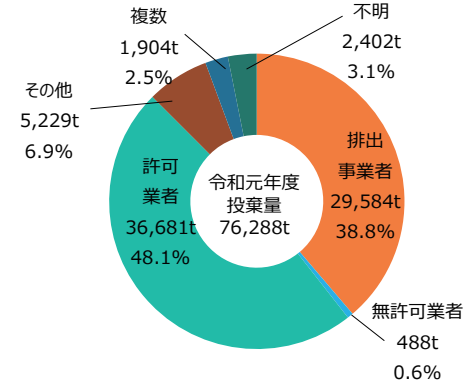
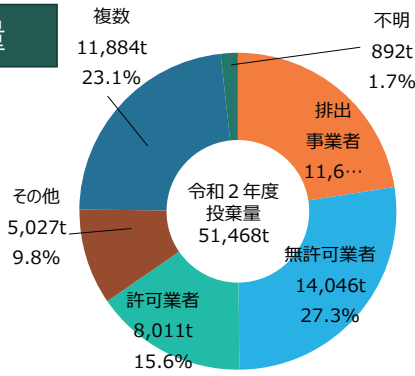
投案件数



令和元年度



投棄量



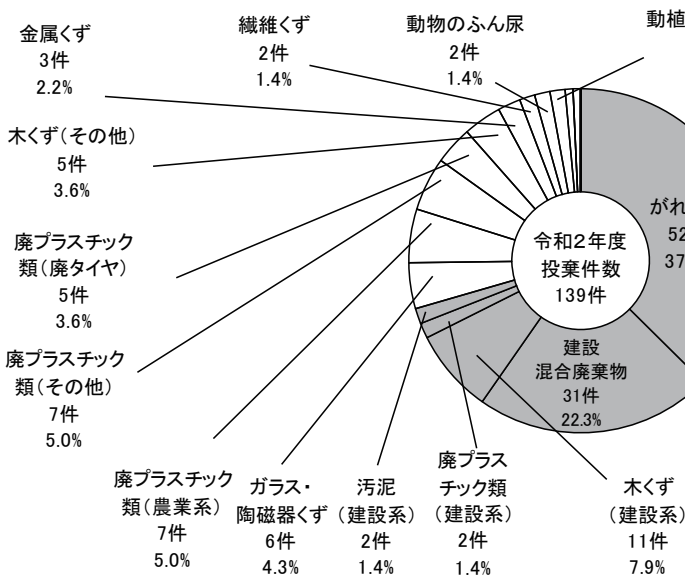
※量及び割合については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。 17

不法投棄廃棄物の種類及び量（新規判明事案）

投案件数

建設系以外廃棄物
計 41件 29.5%

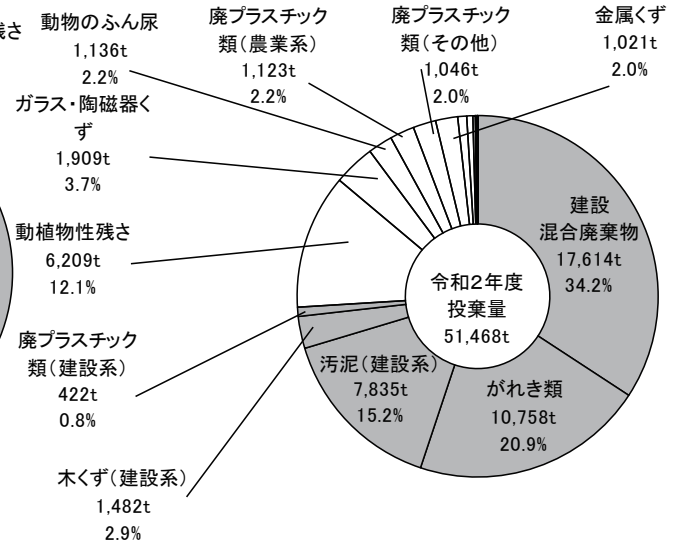
建設系廃棄物
計 98件 70.5%



投棄量

建設系以外廃棄物
計 13,358t 26.0%

建設系廃棄物
計 38,110t 74.0%



※建設系以外廃棄物及び建設系廃棄物の量及び割合については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

新規判明不法投棄・不適正処理事案の推移



○新規判明の不法投棄・不適正処理事案の実行者について、複数年平均で分析したところ、直近二期の比較※では、**産業界等事案が減少傾向、無許可等事案が増加傾向**である。

- ・不法投棄：件数は、無許可等事案の割合が産業界等事案を上回る。
- ・不適正処理：無許可等事案と産業界等事案の差が小さくなっている。
(量では無許可等事案が逆転)

※「H22～H27年度（平均）」と「H28～R2年度（平均）」の比較

		件数			量		
		H16～H21 年度（平均）	H22～H27 年度（平均）	H28～R2 年度（平均）	H16～H21 年度（平均）	H22～H27 年度（平均）	H28～R2 年度（平均）
不法 投棄	産業界等	38%	36%	32%	39%	51%	47%
	無許可等	48%	47%	52%	38%	30%	41%
	その他	13%	17%	16%	22%	19%	12%
	合計	459件	177件	148件	179千トン	64千トン	70千トン
不適正 処理	産業界等	52%	50%	39%	66%	59%	35%
	無許可等	34%	32%	38%	14%	15%	40%
	その他	14%	19%	23%	20%	26%	25%
	合計	329件	187件	153件	555千トン	328千トン	66千トン